

水洗便所等改造資金・融資利子助成制度

皆さんが、すみやかに水洗便所へ改造していただけるよう、本市では融資あつせんと利子助成制度を次のように変更しました。

下水道等へ接続をお考えの方で、資金でお悩みの方は、ぜひご利用下さい。

◆ 制度のあらまし

公共下水道処理区域内、農業集落排水事業区域内及び浄化槽（個人設置で公共下水道認可区域外）においてくみ取り便所を水洗化する人や排水設備の設置又は改造する人で、工事費用に要する資金の融資を希望される人を対象に、市が取扱金融機関に融資をあつせんするとともに、**その利息に相当する金額を市が負担する**制度です。なお、新築等に伴う工事は対象外です。

名張市水道キャラクター

じゃぐおくん



◆ 融資のあつせんを受けられることができる方(次のすべてがあてはまる方)

1. 処理区域内で所有しているもしくは**所有者の同意を得た一般住宅**で、申請者本人が住んでいる家の水洗化等の工事をされる人。
2. 市税、国民健康保険税、水道料金、農業集落排水処理施設使用料、下水道事業受益者負担金を滞納していない人。
3. 供用開始の告示から、くみ取り便所の水洗化は3年以内に、排水設備の設置または改造は1年以内に工事を行う人。（ただし平成29年4月1日～平成32年3月31日までは、**下水道等接続推進のための経過措置として、この期間を経過していても交付の対象とします。**）

※（ただし浄化槽（個人設置）は3.を除く）

◆ ご利用内容

単 位	金 額	返 済 方 法	利 子
申請1件につき	10万円～90万円以内(1万円単位)	貸付の翌日から5年以内で毎月元利均等返済	実質0パーセントとなります

※ご利用の方は、金融機関へ毎月、元金と利息を含めた金額をお支払いしていただきます。

※利子助成 ご利用者の利息分を年1回(4月)金融機関の申請人口座へ振込みます。

◆ 取扱金融機関で融資の審査

取扱金融機関では、融資に適合するか審査を行います。金融機関及び審査により連帯保証人を必要とする場合がありますので、詳しくは取扱金融機関へ直接お尋ねください。

◆ 取扱金融機関

名張市上下水道部経営総務室にお尋ねください。TEL0595-63-4114

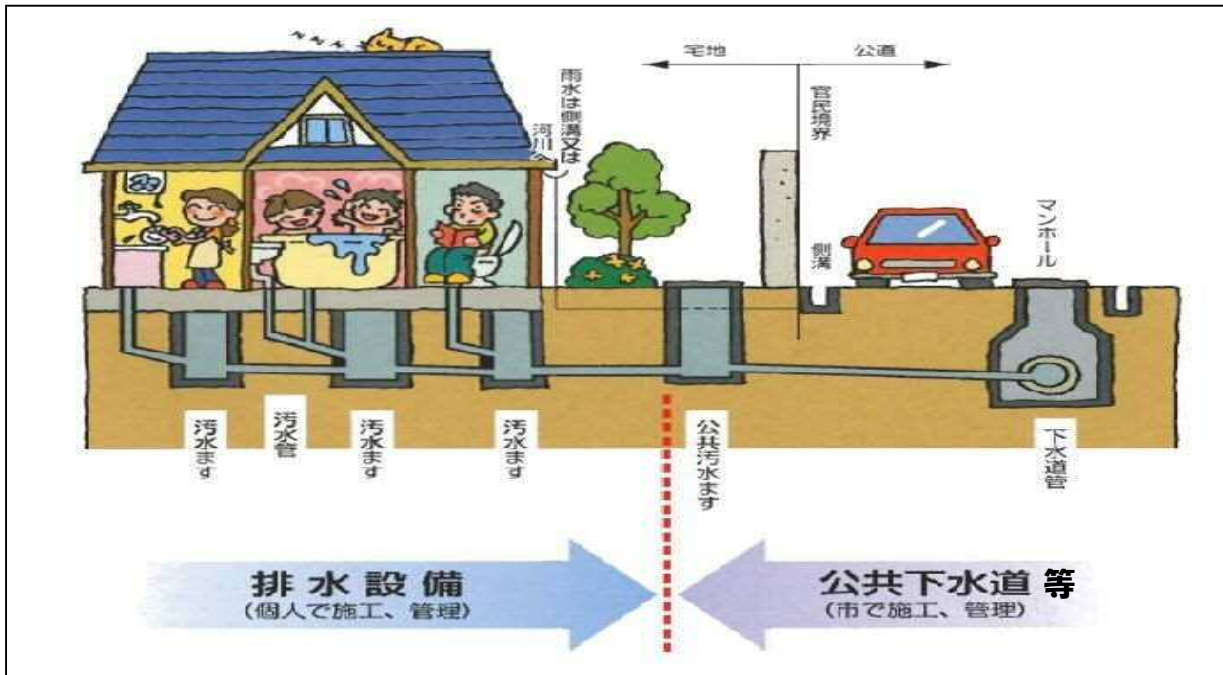
◆ 申請受付

融資あっせん制度は、工事の申請に合わせて随時受け付けます。

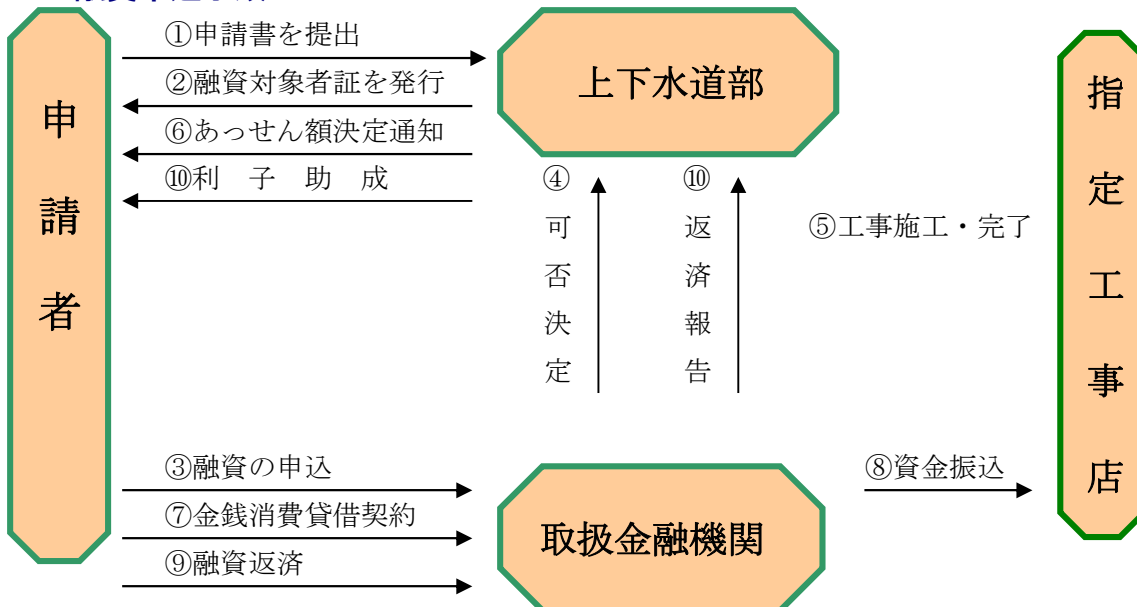
融資決定後に、下水道等の接続工事を「排水設備指定工事店」にお申込下さい。指定工事店では排水設備工事と工事に必要な書類の手続きをしています。

◆ 排水設備とは

排水設備とは、ご家庭の台所、洗濯、風呂、便所（水洗）等から出る汚水を公共下水道等に流すために設ける排水管や汚水ますなどの施設をいい、各個人が設置し管理していただくものです。



◆ 融資申込手順



お問合せ先

〒518-0413 名張市下比奈知2820番地

名張市上下水道部

融資あっせん担当 経営総務室 TEL0595-63-4114

排水設備担当 下水道維持室 TEL0595-63-7102